

観光デジタルマーケティング推進事業 仕様書

1 委託事業名

観光デジタルマーケティング推進事業

2 事業目的

- 本県では観光関連産業の振興を目的とし、「あいち観光戦略」に沿って取組を実施している。戦略では、「『さすが』と言いたくなる『観光県あいち』」を目指すべき姿とし、施策立案・実施にあたっての基本的な方針として「デジタル・DXの推進」を掲げて、「デジタルベーストな人流データに基づく観光コンテンツの造成・改善」や「人流消費データ等のデジタルデータを活用したマーケティング環境の整備」に取り組むこととしている。
- そこで、本事業では県内観光資源を訪れる旅行者に関する属性等のデータを収集・分析する観光動態調査を実施する。
- 加えて、宿泊実績（宿泊者数・人泊数・宿泊額等）や体験実績（体験プログラムの参加者数・単価・参加料等）、飲食店や土産物店での消費実績（消費単価・消費額等）といった観光消費額等のデータを県内の意欲のある3地域へ提供する。
- また、観光動態調査のデータ及び観光消費額等のデータを活用し、市町村等に対して、観光施策におけるEBPM（データ等の合理的根拠に基づく施策立案）の重要性やデータの分析手法を伝える勉強会を開催する。

3 委託期間

契約締結日から2026年3月31日（火）まで

4 委託業務内容

受託者は、本事業に係る一切の業務を行うものとする。

（1）観光動態調査業務

① 基本的な内容

本県が選定する観光資源に関する観光客のデータを収集し、データに基づいた分析を行う。分析においては、データを可視化した上で、そのデータをオンライン上で閲覧できるツールを提供し、分析レポートをデータツール利用市町村ごとに作成する。

② 業務内容

（ア）データの収集・可視化

本県が選定する観光資源に関して、旅行者の属性等に関するデータを収集・可視化するとともに、オンライン上でデータを閲覧できるツールを提供し、県及び

希望する市町村等がそのツールを利用できる環境を整える。なお、業務内容については以下の要件を満たすこと。

○ データの概要

<観光動態調査データ>

- ・収集するデータは位置情報データとすること。
- ・日本在住及び訪日外国人それぞれの観光客に関するデータとすること。
- ・本県が選定する観光資源とは、観光施設や観光誘客イベント等であり、少なくとも 1,800 地点以上の観光資源について旅行者のデータを収集すること。また、特に訪日外国人の分析においては、愛知県外も含めた周遊ルートの実績分析ができる等、他都道府県のデータ収集も可能であること。
- ・位置情報データを取得する各観光資源の地点の選定及び範囲設定については、観光資源を把握する県・市町村等が指定できるようにすること。
- ・対象とするデータの期間は少なくとも 2019 年度、2023 年度、2024 年度、2025 年度とすること。
- ・観光資源に関する観光客のデータは、設定した観光地点に対する観光客の数、居住地（市区町村単位）、性別・年代、設定した観光地点間の周遊に関する日別単位のデータとすること（滞在時間や宿泊日数、宿泊場所等が分析できるようであればなおよい）。
- ・訪日外国人については、できる限り国籍・地域別のデータであることが望ましい。

<可視化>

- ・集計値や表、グラフ等により、利用者が直感的に理解し活用できるようにデータを可視化すること。
- ・複数のデータを多角的に分析できるよう、クロス分析したデータも可視化すること。

<オンライン上のデータ閲覧ツールの提供>

- ・ツール利用者は、県及び希望する市町村等、最大 55 団体が利用することを想定し、同時にアクセスしても利用できる状態とすること。

<留意点>

- ・契約締結後、5 月頃を目途にデータ閲覧ツールを提供できるよう、業務フローやスケジュール表を作成するなど、県と協議しながら適切に業務を進めること。
- ・位置情報データを取得する各観光資源の地点の選定及び範囲設定については、収集・可視化するデータの内容を県・市町村等が正しく理解した上で、地点の選定及び範囲設定ができるように工夫するとともに、県・市町村への照会を実施すること。

- ・データの閲覧ツールについて、メンテナンス等を行い一時的に使用できなくなる期間が発生する場合は、原則として1か月前までに県に報告すること。
- ・その他、不測の事態が発生した場合を想定して緊急連絡網を整備すること。

(イ) データ分析レポートの作成

市町村によるデータを活用した観光施策の立案を推進するため、収集したデータを分析したレポートを利用市町村等ごとに作成し、データで提供する。

レポートの内容については、収集した観光客のデータである数、居住地、性別・年代、周遊等を分析軸として、2025年度の年間レポートとする。

<留意点>

- ・レポートは観光動態調査データを利用する市町村数以上作成すること。
- ・レポートの作成時期については、データ閲覧ツールの利用開始後、県と協議の上、適切な時期に作成し、利用市町村等にデータで提供すること。

(2) 観光消費額・評価情報等活用実証業務

① 基本的な内容

観光動態調査データに加え、宿泊実績や体験実績、飲食店や土産物店での消費実績といった観光消費額や、地域内の観光資源の評価情報のデータを収集し、データに基づいた分析を行う。分析においては、データを可視化した上で、そのデータをオンライン上で閲覧できるツールを提供すること。

② 業務内容

(ア) データの収集・可視化

本県の宿泊実績や体験実績、飲食店や土産物店での消費実績といった観光消費額や、地域内の観光資源の評価情報のデータを収集・可視化するとともに、オンライン上でデータを閲覧できるツールを提供し、県及び希望する市町村がそのツールを利用できる環境を整える。なお、業務内容については以下の要件を満たすこと。

○ データの概要

<観光消費額等データ>

- ・旅行者に関するデータとすること。
- ・対象とするデータの期間は、少なくとも2019年度、2023年度、2024年度、2025年度とすること。
- ・収集するデータは、地域内の観光消費額データ及び観光資源の評価データ、宿泊状況データ等に関する日別単位のデータとすること。

<可視化>

- ・集計値や表、グラフ等により、利用者が直感的に理解し活用できるようにデータを可視化すること。

<オンライン上のデータ閲覧ツールの提供>

- ・ツール利用者は、希望する市町村（最大3団体）及び県が利用することを想定し、同時にアクセスしても利用できる状態とすること。

<留意点>

- ・契約締結後、6月頃を目途にデータ閲覧ツールを提供できるよう、業務フローやスケジュール表を作成するなど、県と協議しながら適切に業務を進めること。
- ・データの閲覧ツールについて、メンテナンス等を行い一時的に使用できなくなる期間が発生する場合は、原則として1か月前までに県に報告すること。
- ・その他、不測の事態が発生した場合を想定して緊急連絡網を整備すること。

(3) EBPM導入支援業務

① 基本的な内容

本事業の概要や各データ閲覧ツールの操作説明等を行う市町村向けガイダンスを開催するとともに、各データ閲覧ツールを活用し、市町村におけるEBPMの実践に繋がる具体的なデータ分析手法を学ぶ勉強会等を開催する。

② 業務内容

(ア) 市町村向けガイダンスの開催

各データ閲覧ツールを利用し、市町村等の観光担当者が自らデータ分析しながら観光施策に活用できるように、ガイダンスを開催する。

<開催時期>各データ閲覧ツールの利用開始後、速やかに実施

<対象者>市町村等の観光担当者

<ガイダンスの内容>

- ・本事業の概要、各データ閲覧ツールの操作説明を行うとともに、「観光施策におけるデータ活用の重要性」について、「経験・カンによる施策立案」から「合理的根拠に基づく施策立案」へと市町村観光担当者のマインドセットとなる内容も盛り込むこと。

<留意点>

- ・ガイダンスの企画、開催案内・募集、当日運営まで一貫して行うこと。
- ・観光デジタルマーケティングに造詣が深い専門家を関与させるなど、ガイダンスの内容の質を担保すること。
- ・開催形式は、オンライン会議または対面でのリアル会議とし、併用することも可とすること。
- ・リアル会議の会場施設使用料は委託費用に含むこととする。ただし、県の会議

室（使用料無料）に空きがあれば、その利用も可能とし、その場合は県が施設利用予約を行うこととする。

なお、県の会議室は Wi-Fi 等の通信環境がない点を留意すること。

- ・オンライン上でガイダンスの見逃し配信を実施すること。

（イ）EBPM導入支援

市町村等がデータを活用し、旅行者の特性や実態に合わせた施策を実践（EBPMの実践）するため、データ分析のノウハウを学べる勉強会等を開催する。

さらに勉強会等の成果として、効果的なデータ活用方法（EBPM）の好事例を5つ以上創出する。

＜開催時期＞想定時期は下記のとおりである。ただし、地域別勉強会については県において実施し、委託事業には含まないこととする（なお、委託事業に含むことは妨げない）。

5～6月（地域別）、10月頃（中間報告）、2月（最終発表）

＜対象者＞市町村等の観光担当者

＜内容＞

- ・観光施策におけるデータ活用は、地域における観光マーケティングを実践するための手段であることから、観光マーケティングの意義について、市町村等の観光担当者の理解を深める内容を盛り込むこと。
- ・データ活用事例を自らの地域において実践することを市町村等の観光担当者が想起できるよう、データ閲覧ツールを活用し、施策を実践した上で、成果を挙げた複数の事例を提供する内容を盛り込むこと。
- ・データ閲覧ツール等を始めとした、データの収集、加工、分析等を学ぶハンズオンの勉強会を開催すること。
- ・また、本事業で提供する閲覧ツールのマクロデータに加え、各市町村が独自に実施する事業においても、その成果（スタンプラリーの参加者属性・周遊履歴、イベント参加者のアンケート結果等）をデータとして取得・活用するワークフローを構築できるよう、勉強会や閲覧ツールの内容をできる限り工夫すること。
- ・地域別勉強会は、それぞれの市町村等の課題共有に加え、地域ごとの課題や特性に合わせたデータ活用等の実践スキル向上を目的として開催する。なお、地域はエリアごと（例：尾張北部、尾張西部、知多、西三河、東三河、奥三河等）を想定している。
- ・データ閲覧ツールを利用する県内市町村等の活用事例を収集した上で、効果的なデータ活用方法を県内市町村に共有する成果発表会を開催すること。
- ・それぞれの勉強会等開催終了後にアンケート等を実施して成果を検証し、以降の勉強会等やEBPM導入支援に改善点を反映させるなど、継続的改善に

努めることとする。

<留意点>

- ・勉強会等の企画、開催案内・募集、当日運営まで一貫して行うこと。
- ・観光デジタルマーケティングに造詣が深い専門家を関与させるなど、勉強会等の内容の質を担保すること。
- ・開催形式は、オンライン会議または対面でのリアル会議とし、併用することも可とすること。
- ・リアル会議の会場は、県の庁舎を活用することも可能とし、その場合、県が会場の確保を行う。
なお、会場は Wi-Fi 等の通信環境がない点を留意すること。
- ・オンライン上で勉強会等の見逃し配信を実施すること。
- ・勉強会等の年間の企画（実施回数・開催形式・開催時期）については、<内容>で記載した項目を満たした上で企画し、県と協議の上、開催すること。

(4) 完了報告書の作成

事業終了後、速やかに完了報告書（事業概要・EBPM導入支援の内容・各事業の成果）を作成すること。

5 成果品

(1) 成果物等

ア 成果物

- ・完了報告書 紙媒体 2部及びデータを格納した電子媒体 1部
- ・データ分析レポート 紙媒体 2部及びデータを格納した電子媒体 1部

イ 提供役務

- ・本仕様書上の「4 委託業務内容」に記載されている一切の業務

(2) 納品場所

愛知県観光コンベンション局観光振興課

(3) 納入期限

2026年3月31日（火）

6 留意事項

- (1) 本事業の実施にあたっては、関係法令を遵守し、本県と協議を重ねながら、適正に履行すること。
- (2) 業務上で事業者等へのアポイントメントや権利関係の申請などが必要となる場合は、全て受託者の責任において行うこと。
- (3) 本業務により制作された成果品の一切の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権

利を含む。)は、完了検査をもって全て本県に移転すること。

- (4) 成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。
- (5) 第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときは、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- (6) 本業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- (7) 業務実施のための個人情報の取扱については、別記「個人情報取扱事務委託基準」を遵守しなければならない。

7 その他

- (1) 受託者は、本事業を推進し、全体の責任を取る実施責任者を配置し、進行管理・調整機能を一元化すること。また、実施責任者は、委託期間を通じて県担当者と緊密な連携を図ることとし、必要に応じて県と関係者との打合せに同席し、スムーズな事業実施を図ること。
- (2) 委託業務の実施にあたっては、事前に愛知県と十分協議を行うこと。
また、委託期間中も進捗状況及び今後の進め方等を愛知県に逐次報告するほか、必要に応じて打合せを実施すること。
- (3) 各業務に係る企画、調整、調査、分析、報告、制作・運用、編集・校正等の一切の経費（交通費、宿泊費、機材費、各種データ費等）は、全て委託金額に含む。
- (4) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは本県と受託者が協議の上、定めることとする。
- (5) 上記に関わらず、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。